

送付書

令和 8 年4月吉日

薬局ご担当者各位

全国 B 型肝炎訴訟東京弁護士団

担当 弁護士横山恵美子

(ひいらぎ法律事務所03-3462-8051)

全国 B 型肝炎訴訟東京原告団

担当 伊藤 浩之

(080-5469-7717)

拝啓 貴店ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、公益社団法人東京都薬剤師会のご協力をいただきまして、「ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度」リーフをお届けできることに心より感謝申し上げます。このリーフは、東京都と協力して作成したのですが、患者様に変に役立つ制度をわかりやすく載せております。大切な患者さまにお渡しいただき、かかりつけ薬局としての信頼を強めることにご活用くださいますと幸いです。

最近出された厚生労働省のポスターやリーフをご覧いただくとわかりますが、現在、同省は B 型肝炎給付金の相談を「弁護士」(弁護士や弁護士事務所ではありません)にするように患者の声を題材にして勧めています。弁護士とは全国で数百人となる弁護士で構成されており、特別措置法をつくり給付金を受け取れる制度を構築したのも弁護士です。厚労省も勧めておりますので、安心してご相談いただければと存じます。

特に、慢性肝炎などを発症している患者さまに給付金制度が大切なのは当然です。リーフをお渡ししてご活用いただければ幸いです。実は、発症されていないキャリアの患者さまにとってもこの制度は重要です。キャリアの患者さまは給付金額は少ないですが、この給付金制度を利用されると、年 4 回までの定期検査費用が無料になるため肝臓などの発症を防げる等だけでなく、重症化防止にご尽力されたということから、国から手当金が支給されるため生活していく上で大変に助かります。そのようなことから、肝臓以外の疾病で薬局に来られた場合でもお声かけ頂き、リーフをお渡しくださればと思います。

今回お渡ししたリーフが不足しましたら、同封の注文書にてご注文をお願いします。早急にお送りいたしますので、ご協力をお願いいたします。

貴店のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

B型C型肝炎リーフレット注文用紙

◇「ウイルス性肝炎患者さんに役立つ制度」(各県版)

※必要事項をご記入の上、FAX又は郵送にてお送りください。
※お電話でのご注文も承っています。

FAX番号 03-3357-5742

送付先住所 〒100-0014

東京都千代田区永田町2-14-2

山王グランドビル3階

全国B型肝炎訴訟東京原告団・弁護団事務局

03-3355-0611

施設名 ご住所 電話番号		
ご担当部署 ご担当者名 (必要な場合)		
部数	東京都版 (版) 部	通信欄

「役立つ制度」のリーフレットは各県版を作成しておりますので、とくにご希望のある場合には、()県版とお書きください。

※ 現在、リーフレットの代金や送料等はいただいております。

検査結果で、B型肝炎ウイルス感染が判明した方へ
集団予防接種が原因でB型肝炎ウイルスに感染した方には
給付金が支給されます

手続きをご検討ください

給付金額の目安(病態別)

B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は以下のとおりです。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
肝硬変(軽度)	2,500万円
慢性肝炎	1,250万円
無症候性キャリア	50万円



注) 経過期間によって給付金額が変わる可能性があります。
詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

対象となる方

以下の4つの要件を満たす方が対象となります。

- ☒ **B型肝炎ウイルスに持続感染(※)している方**
(※) 6ヶ月以上の間隔をあけた連続した2時点において、HBs抗原が陽性(検査結果が「+」)である場合に、持続感染が認められます。
 - ・HBV-DNA 陽性またはHBe抗原陽性の検査結果でも同様です。
 - ・HBc抗体陽性(高力価)の検査結果の場合、1時点の検査結果でも持続感染が認められます。
- ☒ **満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方**
- ☒ **昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方**
- ☒ **集団予防接種以外の感染原因(輸血等)がない方**

上記1～4の要件を満たす母親や父親から感染した方も対象となります。



給付金を受けるための手続き

給付金を受け取るためには、裁判所の仲介の下で和解協議を行います。



1. 給付金対象者の**4つの要件**を満たしているかを**確認**する

(4つの要件は表面をご参照ください)

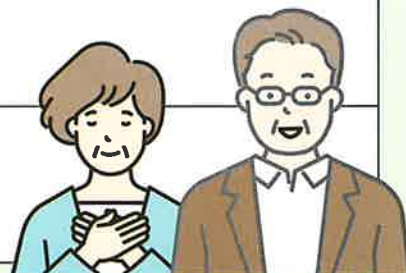


2. 医療機関などから必要な**書類を集める**



3. 書類を**裁判所に提出**する

これらの手続きは、弁護士等に依頼することも可能です。



実際に提訴した方の体験談



Aさん(70代男性)

病院で受けた定期検査で、B型慢性肝炎と診断されました。

給付金制度は自分に関係ないと思っていましたが、家族から「一度相談してみたら」と言われたので、緊張でドキドキしながら電話をかけ、弁護士に相談しました。

最初は「裁判に出なければならない」と気が重かったのですが、和解までの手続きは意外とシンプルで、弁護士の協力もあり、国と和解し給付金を受け取ることができました。

ぜひ、勇気を出して国や弁護団に相談してみてはいかがでしょうか。



Bさん(40代女性)

ある手術を受ける際の精密検査で、B型肝炎ウイルスの感染者であると判明しました。

医師から、「症状の無い人でも突然肝臓がんになるリスクがある」ことを聞き、定期的に検査を受けていましたが、和解後は国の制度を利用し無料で検査を受け、定期検査手当(15,000円/回)も受け取っています。

肝炎や肝がんを早期発見するためには定期的な検査が重要です。

訴訟の事がよくわからず、忙しさもあり、先延ばしにしていたのですが、和解して、安心できる環境ができました。

■ 必要な書類や手続きについて詳しく知りたい方へ

→厚生労働省ホームページで、訴訟手続き方法やよくあるご質問等をご確認いただけます。

訴訟に関するQ&Aは
こちらから⇒

B型肝炎訴訟 検索



■ 検査値や病気について相談したい方へ →検査を受けた医療機関にご相談ください。

■ 訴訟全般について相談したい方へ →厚生労働省の電話相談窓口または弁護団にご相談ください。



厚生労働省 電話相談窓口

電話：03-3595-2252

受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

-4-

2025年11月発行